

復刻版

推薦

家永三郎 内川芳美 佐藤忠男 篠田正浩 富士田元彦

解説

牧野守 不二出版

内務省警保局編

大正14年〜昭和19年の全映画作品リスト

全40巻

映画検閲時報

説明書本ニ押捺スルモノ



戦前、国家権力による思想統制の一環として行なわれた、活動写真及び映画に関する検閲の実態を網羅した、唯一最大の資料！

第一號 映畫検閲時報 昭和十四年十月二十二日 内務省 警保局

査閲フィルムノ部

月日	検閲時間	検閲事項	検閲結果	検閲官
十月一日	午後三時	「大戦の花嫁」	通過	長野賢
十月二日	午後三時	「大戦の花嫁」	通過	長野賢
十月三日	午後三時	「大戦の花嫁」	通過	長野賢
十月四日	午後三時	「大戦の花嫁」	通過	長野賢
十月五日	午後三時	「大戦の花嫁」	通過	長野賢
十月六日	午後三時	「大戦の花嫁」	通過	長野賢
十月七日	午後三時	「大戦の花嫁」	通過	長野賢
十月八日	午後三時	「大戦の花嫁」	通過	長野賢
十月九日	午後三時	「大戦の花嫁」	通過	長野賢
十月十日	午後三時	「大戦の花嫁」	通過	長野賢
十月十一日	午後三時	「大戦の花嫁」	通過	長野賢
十月十二日	午後三時	「大戦の花嫁」	通過	長野賢
十月十三日	午後三時	「大戦の花嫁」	通過	長野賢
十月十四日	午後三時	「大戦の花嫁」	通過	長野賢
十月十五日	午後三時	「大戦の花嫁」	通過	長野賢
十月十六日	午後三時	「大戦の花嫁」	通過	長野賢
十月十七日	午後三時	「大戦の花嫁」	通過	長野賢
十月十八日	午後三時	「大戦の花嫁」	通過	長野賢
十月十九日	午後三時	「大戦の花嫁」	通過	長野賢
十月二十日	午後三時	「大戦の花嫁」	通過	長野賢
十月二十一日	午後三時	「大戦の花嫁」	通過	長野賢
十月二十二日	午後三時	「大戦の花嫁」	通過	長野賢

附録

活動写真フィルム検閲規則（大正十四年五月二十一日）

第一章 活動写真フィルムノ検閲

第一條 活動写真フィルムハ本令ニ依り検閲ヲ経ラルモノニシテハ多量ノ複製ニ供スル爲メ之ヲ映寫スルコトヲ得ズ

第二條 「フィルム」トシテ検閲テ受ケムル者ハ左ノ事項ヲ具シテ明認本部ヲ添へ内務大臣ニ申請スヘシ

一 申請者ノ住所及氏名（法人ニ在リテハ其ノ右稱主タル事務所所在地、代表者ノ住所及氏名）

二 「フィルム」ノ題名（原題ノモトハ原題及譯名）

三 「フィルム」ノ題名（原題ノモトハ原題及譯名）

四 式、鏡技其ノ他ノ時事ヲ寫シタル「フィルム」ニシテ内務大臣ノ検閲ヲ受ケルモノハ前項ノ例ニ依り映寫地ヲ管轄スル地方官（東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同シ）ニ申請シ其ノ検閲ヲ受ケルコトヲ得

五 地方官ハ前項ノ規定ニ依リ職權ヲ行使シ又ハ警察分署長ニ委任スルコトヲ得

六 検閲官應ニ必要アリト認めタルキハ申請ニ係ル「フィルム」ノ興行權ヲ認メ書類ヲ提出シ命スルコトヲ得

七 第三條 検閲官應ハ前條ノ規定ニ依リ検閲ノ申請アリタル「フィルム」ニシテ公安、風俗及保護上障害ナシト認めタルキハ「フィルム」ニ檢閲済ノ捺印シ捺印シ説明書本ニ其ノ旨ヲ記入ス但シ第二條第二項及第三項ニ規定スル檢閲官應ハ説明書本ニ檢閲済ノ捺印シ捺印シ

八 第四條 内務大臣ノ檢閲ノ第二條第二項及第三項ノ有効期間ヲ三月トシ他ノ開又ハ地域ニ付制限ヲ爲シ得ルモノトシテ

九 第五條 検閲官應ニ必要アリト認めタルキハ申請ニ係ル「フィルム」ノ題名（原題ノモトハ原題及譯名）

十 第六條 検閲官應其ノ檢閲ヲ受ケルモノトシテ

十一 第七條 検閲ヲ経タル「フィルム」ニシテ

十二 第八條 検閲官應ハ「フィルム」ノ興行權ヲ認メ書類ヲ提出シ命スルコトヲ得

十三 第九條 地方官ハ前項ノ規定ニ依リ職權ヲ行使シ又ハ警察分署長ニ委任スルコトヲ得

十四 第十條 検閲官應ハ前條ノ規定ニ依リ検閲ノ申請アリタル「フィルム」ニシテ公安、風俗及保護上障害ナシト認めタルキハ「フィルム」ニ檢閲済ノ捺印シ捺印シ説明書本ニ其ノ旨ヲ記入ス但シ第二條第二項及第三項ニ規定スル檢閲官應ハ説明書本ニ檢閲済ノ捺印シ捺印シ

オールキー

利根の剣

口映第一回配給映画 春季超時

子鹿の二役

原案 菅野重太郎
監督 村上元三
撮影 石本秀雄
録音 塚越成治

瀧川路三
香川良介
尾上華江子
水戸龍三
井龍三
岩井龍三

式株給配画映本日

東京 日本映畫社
大阪 日本映畫社
名古屋 日本映畫社
神戸 日本映畫社
京都 日本映畫社
広島 日本映畫社
仙台 日本映畫社
青森 日本映畫社
岩手 日本映畫社
秋田 日本映畫社
山形 日本映畫社
福島 日本映畫社
茨城 日本映畫社
栃木 日本映畫社
群馬 日本映畫社
埼玉 日本映畫社
千葉 日本映畫社
東京 日本映畫社
神奈川 日本映畫社
新潟 日本映畫社
富山 日本映畫社
石川 日本映畫社
福井 日本映畫社
山梨 日本映畫社
長野 日本映畫社
岐阜 日本映畫社
愛知 日本映畫社
三重 日本映畫社
滋賀 日本映畫社
京都 日本映畫社
大阪 日本映畫社
和歌山 日本映畫社
奈良 日本映畫社
徳島 日本映畫社
香川 日本映畫社
高松 日本映畫社
愛媛 日本映畫社
高知 日本映畫社
福岡 日本映畫社
佐賀 日本映畫社
長門 日本映畫社
山口 日本映畫社
徳島 日本映畫社
香川 日本映畫社
高松 日本映畫社
愛媛 日本映畫社
高知 日本映畫社
福岡 日本映畫社
佐賀 日本映畫社
長門 日本映畫社
山口 日本映畫社

活動写真フィルム検閲時報 昭和十一年第七号より

月日	検閲時間	検閲事項	検閲結果	検閲官
十月一日	午後三時	「利根の川霧」	通過	長野賢
十月二日	午後三時	「利根の川霧」	通過	長野賢
十月三日	午後三時	「利根の川霧」	通過	長野賢
十月四日	午後三時	「利根の川霧」	通過	長野賢
十月五日	午後三時	「利根の川霧」	通過	長野賢
十月六日	午後三時	「利根の川霧」	通過	長野賢
十月七日	午後三時	「利根の川霧」	通過	長野賢
十月八日	午後三時	「利根の川霧」	通過	長野賢
十月九日	午後三時	「利根の川霧」	通過	長野賢
十月十日	午後三時	「利根の川霧」	通過	長野賢
十月十一日	午後三時	「利根の川霧」	通過	長野賢
十月十二日	午後三時	「利根の川霧」	通過	長野賢
十月十三日	午後三時	「利根の川霧」	通過	長野賢
十月十四日	午後三時	「利根の川霧」	通過	長野賢
十月十五日	午後三時	「利根の川霧」	通過	長野賢
十月十六日	午後三時	「利根の川霧」	通過	長野賢
十月十七日	午後三時	「利根の川霧」	通過	長野賢
十月十八日	午後三時	「利根の川霧」	通過	長野賢
十月十九日	午後三時	「利根の川霧」	通過	長野賢
十月二十日	午後三時	「利根の川霧」	通過	長野賢
十月二十一日	午後三時	「利根の川霧」	通過	長野賢
十月二十二日	午後三時	「利根の川霧」	通過	長野賢

「映画検閲時報」昭和十四年十月号より

「活動写真フィルム検閲時報」大正十四年七月創刊号より

「利根の川霧」(片岡千恵蔵映画製作)のポスターより

「活動写真フィルム検閲時報」昭和十一年第七号より

「接吻」シーンの全てをカット

明治憲法下の映画検閲の実態を見る

家永三郎 (東京教育大学教授)

明治憲法下では、思想表現の自由の保障はなく、言論・出版・集会は法律によつてどのような制限でもできた。演劇や映画や放送などの制限にいたつては、法律をもつてする必要さえなく、行政権により制限された。いずれの場合でも、官憲の一方的判断で禁止・削除その他の制限が加えられ、なんの救済手段もなかったのである。

一九三九年映画について、はじめて法律による統制が加えられることになったが、同時に従来の検閲という消極的統制から、上映の強制という積極的統制に飛躍したのであった。テレビのない戦前に国民大衆の多数にたのしみを与え心の糧ともなった映画が、どれほどきびしい検閲で大きく国民の目からさえぎられていたかを、『映画検閲時報』が具体的に示してくる。

新聞・雑誌・単行本等について、どういう出版物がどういう理由で禁止・削除されたかを知る資料（『出版警察報』など）は、つとに公刊されて一般の利用に供せられている。『映画検閲時報』の復刻により、映画についても、どのような作品がどのような理由で禁止・削除されたかの全貌を知ることが可能となったのは、まことに有意義なことといつてよいであろう。

今回の復刻によつて、その当時映画ファンであった人々には、その頃観覧できた映画についての回想を誘う絶好の記録となるにちがいないし、戦後体験のみの若い世代には、戦前の検閲が、「接吻」シーンをすべてカットするほどのすさまじいものであったかを如実に知るための価値高い史料として役立つことと信ずる。

新資料の発見に驚く

戦前期マスメディア統制の第一次資料

内川芳美 (成蹊大学教授)

『活動写真フィルム』(のちに映画検閲年報)という映画検閲に関する諸統計を年次ごとにまとめた内務省警保局の部内資料が昭和二年分からあつて、内容的には物足りないが、戦前の映画研究の数少ない第一次資料として貴重視されていることはよく知られている。

実は、さき頃、同じ内務省警保局で作成された『映画検閲時報』と題する部内資料が発見されたことを耳にした。これは映画法施行直後の昭和十四年十月に第一号が出ていて映画検閲処理状況を月単位でまとめた資料であるが、『活動写真フィルム検閲年報』とくらべて特徴的な点は、検閲の内幕、例えばフィルムのどの箇所が切除されたかがある程度具体的に記録されていることである。ちょうど新聞・雑誌等の場合の年報的な『出版警察概観』に対する月報的な『出版警察報』に当るものといえようか。それが昭和十九年二月分まで揃いで見つかったと聞いて非常に嬉しく思った次第であつた。

ところが、今回、その『映画検閲時報』の前に、『活動写真フィルム検閲時報』という同種の資料が、大正十四年七月、つまり内務省警保局が活動写真フィルム検閲規則を制定して映画検閲の中央一元化を実現した直後から既に作成されていて、しかも昭和十四年十月『映画検閲時報』になるまでの分が揃いで発見されたと聞いてさらに驚いているところである。『映画検閲時報』はともかく、それ以前に『活動写真フィルム検閲時報』があつたことは寡聞にして知らなかつた。その存在が明るみに出たのは今回が初めてではないだろうか。

このたび、このふたつの『検閲時報』が通して復刻される。それを見るのが今から楽しみである。

●推薦の言葉 五十音順



「日輪」(主演 市川猿之助、マキノ輝子)の一場面

第四巻中水泳衣ノ女ガ馬上遊戯ヲナス場面短縮ニ二米 (風俗)

◆海賊スルクローフ(検閲番號三三七七)

制限事項

一、切除

第十二巻中自殺セル女ノ胸ヨリ血ノ流レ出ル大寫場面短縮ニ二米(殘酷)

◆痴人哀樂(検閲番號三三七五、三三七六)

制限事項

一、切除

第一巻中教室ニ於テ授業中ノ児童ノ現ハル、場面短縮ニ九米(風俗) ◆第五巻第一九字幕第二字幕間ニ於テユー・ジエントナンシイロガ援助スル場面短縮ニ七米(風俗) ◆第七巻中ナンシイロヘリツクトガ手ヲ握リ合フ場面短縮ニ七米(風俗)

◆日輪(検閲番號三三七八、三三七九、三九〇五、三九〇六、三九八三、三九九四)

制限事項

一、切除

二、説明

第七巻中河和郎ノ血短縮ニ二米(殘酷) ◆第八巻第一字幕第二字幕間ニ於テ水木林清ノ八八八ノ場面短縮ニ二米(風俗)

◆猿(検閲番號三三八八)

制限事項

一、切除

第一巻第二字幕時短縮ニ二米(公安) ◆第五巻第五字幕(柳澤差)ニ於テ土下座ヲ爲シテ散ラシメタル場面短縮ニ五米(風俗) ◆第八巻中尾張屋ノ振り散ラシメタル場面短縮ニ五米(風俗) ◆第九巻中尾張屋ノ振り散ラシメタル場面短縮ニ五米(風俗) ◆第十巻中尾張屋ノ振り散ラシメタル場面短縮ニ五米(風俗)



「無法松の一生」の一場面

◆無法松の一生(第一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十) (検閲番號二二八六、二二八七、二二八八、二二八九、二三〇〇、二三〇一、二三〇二、二三〇三、二三〇四、二三〇五、二三〇六、二三〇七、二三〇八、二三〇九、二三一〇、二三一一、二三一二、二三一三、二三一四、二三一五、二三一六、二三一七、二三一八、二三一九、二三二〇、二三二一、二三二二、二三二三、二三二四、二三二五、二三二六、二三二七、二三二八、二三二九、二三三〇、二三三一、二三三二、二三三三、二三三四、二三三五、二三三六、二三三七、二三三八、二三三九、二三四〇、二三四一、二三四二、二三四三、二三四四、二三四五、二三四六、二三四七、二三四八、二三四九、二三五〇)

制限事項

一、切除

二、説明

三、説明

四、説明

五、説明

六、説明

七、説明

八、説明

九、説明

十、説明

十一、説明

十二、説明

十三、説明

十四、説明

◆島賊の生態(以上二種) (検閲番號二二九〇、二二九一) ◆ウエーリア(以上二種) (検閲番號二二九二、二二九三) ◆無色(以上二種) (検閲番號二二九四、二二九五)

制限事項

一、切除

二、説明

三、説明

四、説明

五、説明

六、説明

七、説明

八、説明

九、説明

十、説明

十一、説明

十二、説明

十三、説明

十四、説明

十五、説明

「映画検閲時報」昭和18年10月号より「無法松の一生」の制限内容

「活動写真フィルム検閲時報」大正14年第8号より

日本近現代史の貴重な基礎資料

佐藤忠男 映画評論家

日本映画は長い間、検閲の厳しい圧力の下にあった。とくに一九二〇年代から一九四五年度の敗戦までがそうであり、映画作家たちは文字どおり言いたいことも言えない状態におかれていた。検閲当局が、それによって抑圧した映画表現のいちばん重要なものは、まず、皇室の尊厳を侵すおそれがあると思われるもの、または天皇制の否定につながるかもしれないものだった。これによって外国映画でも宮廷のスキヤンダルや王制の転覆などを扱ったものは作品全体が不許可だった。日本映画では、一九二五年の衣笠貞之助監督の「日輪」が、皇室の先祖かもしれない卑弥呼を扱っていることが不敬罪に当るのでないかと一部の右翼に騒がれて以来、誰もそういうテーマには触れようとしなかった。

一九三〇年前後のいわゆる傾向映画の多くは、しばしばストーリーも分らなくなるくらいまでカットされた。左翼思想はこうして日本映画から徹底的に排除された。軍隊もまた、絶対に批判することを許されない存在であった。学校教育のあり方に疑問を抱かせるような表現も許されなかったし、犯罪の描写も大巾に制限された。男と女の愛情の表現は、キッスすら表現できなかったため、外国映画のラブシーンでもキッスはすべてカットされた。検閲がもっとも極端になった第二次大戦中では、ついにただ題材が華美で享樂的だと思われるというだけで禁止になる。

こうした検閲の暴威のすべてが、こんど『映画検閲時報』の出版で明らかになるわけである。当時、権力がなにを恐れ、なにに脅え、国民をどんな考え方の鋳型にはめようとしていたかが、ここにはつきりとうかがいあがってくる。これこそ、たんに映画史家やマスコミ

の研究者たちにとってだけでなく、日本の現代史の基礎資料として、待望の出版である。

「検閲＝権力と自由な魂の衝突」について 篠田正浩 (映画監督)

私のような若い世代に属する映画作家が、権力の圧力で作品の内容を改められそうな危機に出合ったのは武智鉄二氏による『黒い雪』が発表された時である。

作品の中途がエロティックで風紀紊乱を事として観る者に不快を与える、という世評がこの映画の公開を妨害した。映画の大衆社会に投げる影響力の大きさはいうに及ばない。レーニンが革命の武器として、映画が文盲の支配するロシアの民衆を教化する能力に強い期待を持った。支配権力と映画の関係は決して切れることはない。武智氏の作品の芸術性にまで干渉して上映の可否が問われるという表現の自由に踏みこむような厚顔さを映画は受け入れやすいのである。大衆社会の道徳を指導し教化することが権力を保持するために必要である、と彼らが考える以上、どんな時代にも検閲は存在しつづける。戦後になって、言論表現の自由という青空を仰いだ私たちがですら、権力がその青空を閉ざす真黒な雲を湧き起すのを目撃したのである。

今度、不二出版が、軍国主義に支配された戦時権力が検閲した映画についての記録を復刻されることは、私たちが映画が真に自由な精神を保証しなくてはならないことを改めて省みさせるにちがいない。その記録の一行々々に権力と自由な魂との衝突があり、その衝突がひき起した傷痕が白日に曝されることで、私たちが冒した過誤を確認できるのである。

日本映画史研究の貴重な資料

『無法松の一生』のフィルム切除の場合

富士田元彦 映画史家

つい一カ月前まで、稲垣浩監督、伊丹万作脚本による昭和十八年の作品『無法松の一生』に取りくんできたところである。これは、無法松が吉岡大尉の未亡人に思慕を告白する場面を中心として、検閲当局から大幅なカットを受けたことが知られている。そこで、いま流布しているビデオ版をシナリオと首つびきしながら何度も映してみても、その実状に少しでも迫りたいと、悪戦苦闘したのであった。

ところが、『映画検閲時報』の「制限ノ部」を見ると、二九四メートルにわたる切除部分が、個条書きできわめて具体的に綴られているではないか。全十巻のうち第十巻などは、切除個所が二〇四メートルに及び、残余部分がわずか八九メートルのため、これを第九巻目に繰り入れたなどある。一驚するとともに、これを「風俗」の二字で事もなげに処理した権力の意志に、あらためて背筋の寒くなるのを覚えた。そして、これが、昭和十九年までの日本映画史の実態を浮彫りにしていく上で、欠かせない、実に重要な資料であることと思う。本書の復刻によって、日本映画の昭和史は、かなり書き交えねばならぬのではないか。

このたびの刊行は、大正末年以降だという。とすれば、さしずめ私の関心と呼ぶのは、昭和初年のプロキノと傾向映画の記録がどう扱われているかである。この二つの運動は、そのまま検閲の缺との闘争史であり、その検証抜きには解明されないからである。そのことを含め、今後の日本映画史研究に図り知れない影響と恩恵を与えるであろう本書の復刻への期待は大きい。

●解説者の言葉

活動写真から映画に到る検閲を通じて

牧野 守 日本映像学会員

一八九六年(明治二十九年)近代文明の生んだ見世物として登場した活動写真は、忽ちにして娯楽の王座を占め、やがては大衆文化、教育の重要な担い手として、また、新しい芸術の創造者としての地位を獲得するに到った。

当時、この様な時代の寵児の影響力に注目した為政者は、検閲というかたちで文化規制をはかり、やがては思想統制としての取り締りを強化することになった。

一九四五年(昭和二十年)、映画検閲が撤廃されるまでの五十年間は、映画制作は一面では検閲の受難史といった趣を呈した。

もつとも、大正初期までは、各府県ごとの出先機関によって、映画の検閲は個別に行なわれていたが、一九一七年(大正六年)警視庁が検閲を統一するに及んで、各府県に組織的な制度化が進められることになった。

それが全国的に体系化され、内務省が一切の権限を掌握した一九二五年(大正十四年)七月一日が、我国の検閲制度の本格的な幕あけに当る。

やがて、「映画法」の制定とともに一層強化されながら、検閲は映画製作に関する生殺与奪の権限を行使するまでになった。

本書は、この様な特異な役割を果たした、戦前の我国映画検閲のすべてを網羅した、唯一の具体的な記録である。

今回の復刻に際して、その解説、解題を担当するにあたり、努めて、当時の検閲の実態を通じて、この時代の大衆文化の動向と映画の関り合い、そしてまた、それらの中で映画が果たした役割や影響などについて可能な限り追求してみたいと望んでいる。

●昭和発禁関係資料 新聞・雑誌・書籍

内務省警保局 編 昭和3～19年

出版警察報

全40巻・揃価475,000円

戦前のマス・メディア統制、特に出版統制(新聞、雑誌、単行本、一部レコードを含む)研究に不可欠の重要資料。全一四九号。推薦 家永三郎・内川芳美・小田切秀雄・大久保利謙・奥平康弘・中村尚美・松浦総三・渡部徹

内務省警保局 編 昭和10～15年

出版警察資料

全15巻・揃価147,000円

昭和10年～15年の間、『出版警察報』の一部(思潮部分)が分離し、『出版警察資料』として刊行された。『出版警察報』の姉妹誌的存在。全四七号。

内務省警保局 編 昭和5～10年

出版警察概観

全3巻・揃価72,000円

『出版警察報』が月報形式の刊行であったのに対し、『概観』は年報形式の刊行物。各年毎の出版物の統計、発禁の状況を含み、年次の傾向を示す資料。

内務省警保局 編

出版警察関係資料集成

全8巻・揃価120,000円

『出版警察概観』の最近発見された資料及び『出版警察例規集』等、出版警察に関する取締の実態を明らかにする資料。

由井正臣・赤沢史朗・北河賢三・豊沢肇 編

出版警察関係資料解題・総目次

A5判・本体価1,800円

●『映画検閲時報』復刻の辞

本書は、戦前、映画検閲に関する唯一最大の資料の復刻版である。

本復刻版は、内務省が映画検閲を体系化した一九二五年七月から刊行した『活動写真フィルム検閲時報』(一九二五年七月—一九三九年九月)と、一九三九年十月、映画法施行後の『映画検閲時報』(一九三九年十月—一九四四年二月)からなる。

日本における映画検閲の歴史は、一九一七年七月、警視庁が「活動写真興行取締規則」を公布し、フィルムの検閲を開始し、男女客席の分離、説明者の免許制度などを決めたことに始まる。その後、一九二五年、内務省が「活動写真フィルム検閲規則」を公布し、全国的に検閲の権限を掌握し、映画検閲の国家権力による中央一元化を実現した。その後、一九三九年、諸外国でも例を見ることのない「映画法」を制定し、脚本の事前検閲、製作数の制限を始め、二ユース映画の強制上映などが行なわれた。

『活動写真フィルム検閲時報』及び『映画検閲時報』は、同種の『検閲年報』が統計数字が多く、具体的記録を欠くのに対して、月報形式をとり、個々の検閲の記録として唯一のものである。内容は、毎月「査閲フィルムノ部」「制限ノ部」「輸出フィルムノ部」「附録」からなる。「査閲フィルムノ部」では、洋画、邦画をとわず全作品のリストが紹介され、大正末から昭和前半に上映された映画の題名、巻数、製作者等が記録される。「制限ノ部」では、フィルムの切除、説明台本の抹消等が理由をあげて記載されている。「輸出フィルムノ部」では、特に旧植民地に向けた「邦人慰安」のための映画が全て事前検閲を受けていることが判明する。

本書は、戦前期の映画検閲の実態を示す資料として、既刊の『出版警察報』等の資料と共に、国家権力による思想統制、特にマス・メディア統制の研究に不可欠であるばかりでなく、戦前の全映画作品の索引としても役立つものであると信ずる。

映画検閲時報 全40巻

●復刻版概要

体裁—A5判・上製クロス装・函入

総頁約二二三、二〇〇頁

配本—一九八五年一月↓八六年五月

解説—牧野 守

本体価—各配本毎六五、〇〇〇円

揃 価—五二〇、〇〇〇円

●配本一覧(全八回配本)

第一回配本	第1巻～第5巻	大正14年7月↓昭和2年12月	八五年一月刊
第二回配本	第6巻～第10巻	昭和3年1月↓昭和5年6月	八五年五月刊
第三回配本	第11巻～第15巻	昭和5年7月↓昭和7年12月	八五年七月刊
第四回配本	第16巻～第20巻	昭和8年1月↓昭和10年6月	八五年九月刊
第五回配本	第21巻～第25巻	昭和10年7月↓昭和12年3月	八五年十一月刊
第六回配本	第26巻～第30巻	昭和12年4月↓昭和13年8月	八六年一月刊
第七回配本	第31巻～第35巻	昭和13年9月↓昭和15年12月	八六年三月刊
第八回配本	第36巻～第40巻	昭和16年1月↓昭和19年2月	八六年五月刊

全巻完結!

●関連図書のご案内

映画創造

全2巻

全12号／菊判・上製・函入り
 附録—解説(富士田元彦)
 本体価—18,000円

本カタログ中の表示価格は、全て消費税を含んでおりません。

※弊社は注文制です。お近くの書店へご注文ください。

不出版

東京都文京区向丘一―二―一
 TEL 〇三―三八―二四四三三
 FAX 〇三―三八―二四四六四
 振替 〔東京〕六一九四〇八四